

## 下野市立地適正化計画に係わる届出について

下野市では、都市再生特別措置法に基づく「下野市立地適正化計画」を平成 31 年 3 月 29 日に公表しました。これに伴い、都市再生特別措置法第 88 条（居住誘導区域）又は第 108 条（都市機能誘導区域）の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設の整備を行う場合や居住誘導区域外で住宅建設する場合は、市長への届出が必要となります。

### (1) 都市機能誘導区域・居住誘導区域

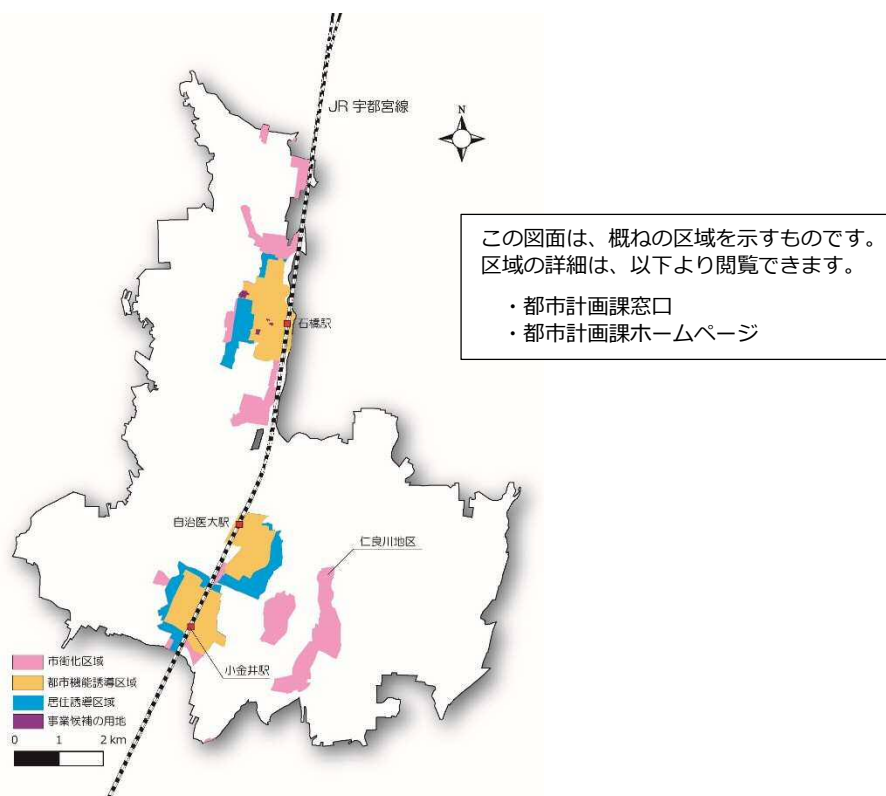


表 下野市立地適正化計画に定める誘導施設

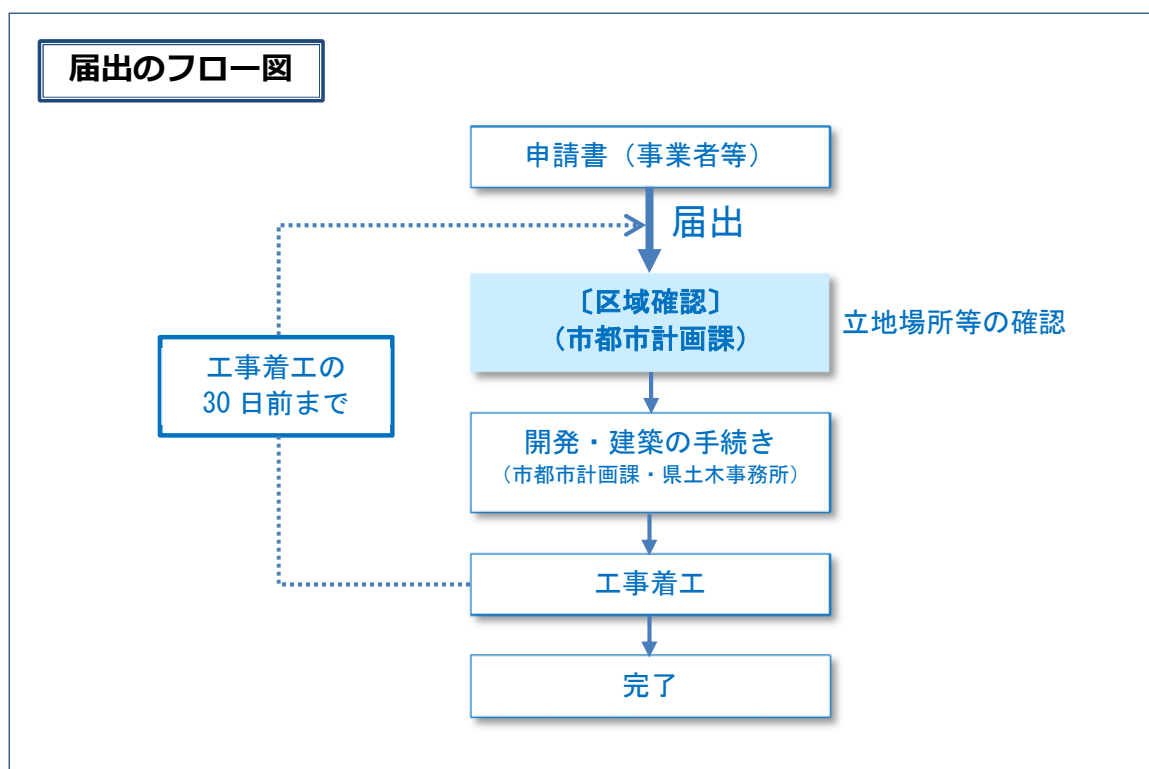
機能	施設	定義（施設の詳細については、都市計画課にお問い合わせください。）
社会福祉機能 （社会福祉施設）	高齢者福祉施設 デイサービス	老人福祉法 20 条に定める施設
	子育て支援施設 児童館	児童福祉法第 40 条に定める児童厚生施設
	子育て支援施設 子育て支援センター	児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に定める地域子育て支援拠点事業を行う事業所
商業機能 （商業施設）	大規模小売店舗	生鮮食料を取り扱う店舗面積 1,000m <sup>2</sup> 以上の商業施設（共同店舗・複合施設等により店舗面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上となるものを含む）
医療機能 （医療施設）	一般病院	医療法第 1 条の 5 に定める病院
	診療所	医療法第 1 条の 5 に定める診療所
	調剤薬局	医療法第 1 条の 2 に定める調剤薬局
教育文化機能 （教育文化施設）	公民館	社会教育法第 20 条に定める施設
	文化ホール （複合コンベンションホール）	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設であり、多目的ホールや集会場機能を備える施設

## 1) 開発行為

- ・ 前項に記載の誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
- ・ 居住誘導区域外で3戸以上の住宅を建築するために行う開発行為
- ・ 居住誘導区域外で1戸又は2戸の住宅を建築するために行う開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの

## 2) 建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の新築
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 3戸以上の住宅を新築する場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



- ①届出の時期 工事着手の30日前まで
- ②受付窓口 都市計画課
- ③受付時間 月曜日から金曜日（祝日および年末年始を除く）8:30～17:00
- ④申請料 無料

## (2) 都市機能誘導区域外での誘導施設の整備

---

1) 開発行為の場合

■届出書 ……様式1

■添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面  
縮尺 1/1,000 以上
- ・設計図 縮尺 1/100 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書

2) 建築等行為の場合

(誘導施設を有する建築物を新築、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為)

■届出書 ……様式2

■添付図書

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 縮尺 1/100 以上
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図 縮尺 1/50 以上
- ・その他参考となる事項を記載した図書

3) i) または ii) の届出を変更する場合

■届出書 ……様式3

■添付図書 上記と同様